

○国見町マスコットキャラクター「くにみもたん」貸出要綱

(平成 22 年 11 月 29 日告示第 79 号)

改正 平成 27 年 4 月 1 日告示第 9 号 令和 3 年 3 月 9 日告示第 12 号
令和 4 年 1 月 1 日告示第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国見町を広く PR するために作成したマスコットキャラクター「くにみもたん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(着ぐるみの貸出し)

第 2 条 町長は、町の業務に支障を及ぼさない範囲において、着ぐるみの貸出しを希望する者（以下「申込者」という。）が企画又は実施する各種イベント等において国見町のイメージアップに資すると認められる場合に着ぐるみを貸し出すことができる。

(申込み)

第 3 条 申込者は、事前に着ぐるみ貸出申込書（第 1 号様式。以下「申込書」という。）に必要な書類を添付し、町長に提出しなければならない。

2 前項の申込書は、貸出日の属する月の前 3 か月から貸出日の 7 日前までの期間に提出しなければならない。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(貸出承認の通知)

第 4 条 町長は、申込書の提出があったときは、速やかに申込者に対し、着ぐるみ貸出承認書（第 2 号様式）又は着ぐるみ貸出不承認書（第 3 号様式）の通知を行うものとする。

2 同一時期に複数の申込みがあったときは、原則として先着順とする。

3 町長は、第 1 項に規定する貸出承認の通知をした後であっても、町の業務に支障が生じる場合その他やむを得ない事情があると認めたときは、貸出承認の通知を取り消すことができる。

(貸出承認基準)

第 5 条 町長は、前条の貸出承認をしようとする場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、着ぐるみの貸出承認をすることができない。

ただし、町長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(1) 営利目的のみの活動に使用するとき。

(2) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるとき。

(3) 特定の個人、企業、政党又は宗教活動について支援し、公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。

(4) 着ぐるみを正しい使用方法に従って使用しないおそれのあるとき。

(5) 着ぐるみを改造して使用するおそれのあるとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、着ぐるみの使用について町長が不適切であると認めるとき。

(貸出期間)

第6条 貸出期間は、原則として、着ぐるみを使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長7日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、町長が必要と認めたときは、この限りでない。

(貸出料)

第7条 貸出料は無料とする。

(貸出方法等)

第8条 申込者は、役場において着ぐるみを直接受け取ることとする。

2 着ぐるみの貸出し及び返却は、役場の執務時間中に申込者が行うこととする。

(使用上の遵守事項)

第9条 申込者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 着ぐるみの活動中、補助者が必ず1名以上付くこと。
- (2) 着ぐるみで事故等があった場合、申込者の責任とすること。
- (3) 着ぐるみ内は高温になるため、中に入っている人のケアを随時行うこと。
- (4) 第三者へ転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみに入る者は中学生以上とし、おおむね身長170cm前後の者であること。
- (6) 申込書記載のとおりを使用すること。
- (7) 貸出期間を遵守すること。
- (8) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (9) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (10) 着ぐるみを着用したまま、「くにみももたん」や町のイメージにふさわしくない行為をしないこと。
- (11) その他町長が特に付した条件に従って使用すること。

(貸出承認の取消)

第10条 申込者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合、又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すとともに、貸出しを行わない。

2 前項の場合において、既に貸し出しているときは、町長は返還を命じるものとし、申込者は直ちにこれに応じなければならない。

(原状回復)

第11条 着ぐるみを破損又は汚損した場合は、申込者の負担により、補修、クリーニングその他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

2 修理又は修復が困難な状態まで損傷している場合は、町長は申込者に対し実費弁償を請求することができる。

(町の責任)

第12条 着ぐるみの使用により、申込者が被った損害、又は申込者が第三者に与えた損害に対しては、町長は一切の責任を負わない。

(返却)

第13条 申込者は、返却時に着ぐるみに破損、汚損等がないか十分確認しなければならない。

(庶務)

第14条 着ぐるみの貸出しに係る事務は、地域振興担当課が行う。

(補足)

第15条 この要綱に定めるもののほか、着ぐるみの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年11月29日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第9号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月9日告示第12号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年1月1日告示第46号)

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

第1号様式(第3条関係)

着ぐるみ貸出申込書

[別紙参照]

第2号様式(第4条関係)

着ぐるみ貸出承認書

[別紙参照]

第3号様式(第4条関係)

着ぐるみ貸出不承認書

[別紙参照]